

訪日外国人観光客動向調査及び分析業務 仕様書

1 委託業務の名称

訪日外国人観光客動向調査及び分析業務

2 委託業務の目的

徳島市を訪れた訪日外国人観光客の需要や徳島の観光に対する認知度・満足度、人流、特定のテーマについての実態や動向などを把握するための調査を行い、収集した調査データを分析し、今後の徳島市のインバウンド観光誘客戦略の基礎データとすることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

4 委託業務内容

(1) 事業実施計画

受託者は、以下の項目を事業実施計画書としてまとめ、契約締結後、速やかに委託者へ提出すること。なお、事業実施計画書の媒体や様式は問わない。

- ・調査及び分析の具体的な実施内容
- ・実施体制
- ・実施スケジュール

(2) 訪日外国人観光客の動向調査及び分析

受託者は、次のとおり調査及び分析業務を実施すること。

調査に要する各種調整業務等については受託者が行うことを基本とするが、役割分担を行ったうえで、委託者が行うべきものが生じる場合については、企画提案書において明確に示すこと。

① 調査目的
徳島市を訪れた訪日外国人観光客の傾向や需要、来訪動機や動態、訪問した観光エリアの特性などを把握するための調査である。
② 調査期間
令和7年10月～令和8年3月
③ 調査対象者
英語・繁体字・簡体字・ハングル語の4言語圏域の訪日外国人観光客
④ 調査方法・内容
・②の期間において、徳島市内の観光案内所や宿泊事業者等の観光事業者の協力のもと、WEB上でアンケート調査を行うこととする。 ・訪日外国人観光客がストレスなくアンケート回答できるよう、QRコードを設

定し調査を行うこととする。その際、訪日外国人観光客をQRコードに誘導できるような仕組みについて提案すること。

・アンケートの質問項目・内容は、受託者が提案し、委託者と協議のうえ決定することとし、英語・繁体字・簡体字・ハングル語の4言語圏域の訪日外国人観光客が文章を読む際、違和感なく自然に読めるよう必要な対策を講じることとする。

・サンプル数確保に資する、回答者へのインセンティブ付与の仕組みについても提案すること。

⑤ 分析内容

・得られたデータは、属性をもとにしたクロス集計等による分析を行うこと。

・データに基づく効果的な観光施策への活用や観光地域ブランディングへの活用を見据えた分析を行うこと。

・定量的な分析だけでなく、定性的な分析を行うこと。

・必要に応じて、全国や類似都市との比較を行うこと。

⑥ 提案事項

・取得サンプル数、調査方法、調査項目（設問）、回答者に対するインセンティブの内容及び付与方法、分析方法・内容など。

・提案内容の考え方も併せて示すこと。

・本業務の調査結果は、今後の徳島市のインバウンド観光振興の基礎データとなることを踏まえ、継続的に取得すべき調査項目を検討すること。

(3) その他、上記業務に付随する業務

・業務内容に対する問い合わせ対応を行うこと。

・業務完了後、実績報告書、収支決算書を作成して提出すること。

5 納品

(1)～(3)のデータを収めたDVDまたはUSBメモリ

6 事業実績報告書の提出

令和8年3月13日までに、次のとおり実績報告書を提出すること。

・事業実績報告書 1部

・収支決算書 1部

・その他関係資料 1式

7 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託業務終了後に提出される事業実績報告書に基づき委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していると認められるときは、精算払いをするものとする。

8 事業の変更・中止

- (1) 事業内容については、受託者決定後、委託者と受託者が協議を行い、内容、仕様及び委託料の詳細を決定する。その際、提出された事業実施計画書と異なる内容に決定する場合がある。
- (2) 契約書、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、決定することとする。

9 一般的留意事項

- (1) 受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。
- (2) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

10 その他事項

- (1) 本業務で発生した成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は、権利留保分についての当該権利を、使用期限の定めなく無償で非独占的に使用できるものとする。
- (2) 成果物は委託者が自由に二次使用（加工、ホームページへの掲載等）できるものとする。
- (3) 成果物は受託者において肖像権、著作権の処理を済ませることとし、法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。
- (4) 受託者は本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 受託者は、本件業務を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ文書により委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議するものとする。